

第4章 人権にかかわりの深い職業従事者への施策の推進

市民一人ひとりが尊重され、差別されることなく、明るくすみよい社会にするためには、すべての人たちが人権感覚を高めることが大切です。とりわけ、人権にかかわる職業に従事する人の人権意識が不可欠です。人権にかかわりの深い職業に従事する者に対して、人権啓発・教育に関する取り組みを強化する必要があります。そこで、以下のとおり人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する人権啓発・教育の充実に努めます。

1. 市職員等(公務員)

市民生活に直接的な影響をもつ行政の場にある市職員等(公務員)は、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。そのために、職員一人ひとりが正しい人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう職員研修の充実に努めます。

2. 教職員・社会教育関係者

教職員は、子どもの人権を擁護し、かつ教育活動全体を通じて、子どもの人権意識を育てる使命をもっています。そのため、さまざまな研修をとおして教職員の人権意識を高め、人権教育の推進を図ります。また、家庭や地域社会との連携を深め、人権課題の解決に積極的な役割が果たせるよう努めます。

3. 医療・保健関係者

医療・保健関係者は、人の生命や健康、生活を守るという重要な役割を担っています。そのために、職務内容に応じ相手の立場に立った、きめ細かな人権感覚を身につけて職務に臨むことができるよう、人権意識の高揚に努めます。

4. 福祉関係者

福祉関係者の業務は、「人」から「人」へのサービスの提供が基本であることから、プライバシーや権利をはじめ、さまざまな人権に対する理解と認識をもち、常に人権に配慮した対応が求められます。市民に最も身近な相談相手である民生委員・児童委員をはじめ福祉関係者等に対する研修の充実に努めます。

民生委員・児童委員やケースワーカーに対する人権に関する研修に努めます。

ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障がい者等の人権に関する研修に努めます。

社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容の充実に努めます。

保育士養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育の充実に努めます。

5. 警察職員

警察は個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の防止、公共の安全と秩序維持を職務としており、人権とかかわりの深い活動を行っています。そのため人権に配慮した公正で適切な職務遂行がすべての警察職員に求められています。適切な市民応接活動の強化をはじめ、被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権へ配慮した警察活動の徹底に重点を置いた教育訓練を充実するよう促します。

6. 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守ることを任務とし、市民生活と密接にかかわっていることから、正しい人権感覚を身につけて任務を遂行する必要があります。そのため消防職員の人権意識の高揚のため、職員研修の充実に努めます。

7. マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることから、マスメディアに従事する者に対し、人権に配慮した活動とともに人権啓発・教育に関する自主的取り組みが行われるよう促します。

8. その他

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官等人権にかかわりの深い職業に従事する者は、その影響力の大きさを認識する必要があります。そのため人権を尊重した適切な応接活

動を徹底するため、人権啓発・教育に関する取り組みを強化充実するよう促します。